

ご存じですか? 「休眠預金」「睡眠貯金」

知らなきや損する

「休眠預金」をご存じですか。休眠預金とは、一般に、金融機関に預け入れたまま10年以上「放置」されている預金のことを言います。あなたは、10年以上そのままにしている通帳や預金はありますか。

来年2019年1月、この休眠預金をNPOなどの民間の公益活動の資金として生かすことができる「休眠預金制度」が始まります。国が個人の私有財産である預金を活用する制度ですが、国に没収されるわけではありません。金融機関に申請すればいつでも払い戻してもらえます。

休眠預金の額は、毎年700億円くらいと言われています。まずは、結婚や引っ越し、転職などでそのままになっている昔の通帳や預金がないかを確認してみましょう。気づかなければ払い戻しの申請はできません。

「10年以上放置」の定義は、10年以上、入金や出金などのお金の移動、取引がないことを言います。金融機関によっては、通帳記入や残高照会だけでは取引とはみなされない場合もあるようです。

取引が途絶えて9年以上経つと、金融機関は残高1万円以上の預金者に、登録されている住所に郵送で通知するようですが、受け取ったことが確認できなければ休眠預金の対象になるようです。金融機関や支店の統廃合、本人が認知症で分からなくなっているなど預金の状況も変化しています。そのような場合は、金融機関に相談しましょう。

郵便貯金の場合「睡眠貯金」と呼び、銀行など金融機関の「休眠預金」と区別し

休眠(睡眠)預貯金 に該当するもの	該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 普通・通常預貯金 ● 定期預貯金 ● 当座預貯金 ● 別段預貯金 ● 貯蓄預貯金 ● 定期積金 ● 相互掛金 ● 金銭信託 (元本補てんのもの) ● 金融債 (保護預かりのもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外貨預貯金 ● 譲渡性預貯金 ● 金融債 (保護預かりなし) ● 財形貯蓄 ● 仕組預貯金 ● マル優口座 ● 2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定額郵便貯金等

ています。

郵政民営化前の2007年9月末までに預け入れた定期や積み立ての郵便貯金は、満期から20年2か月を過ぎると払い戻しの権利そのものが消滅し、国庫に納付されること法律で定められています。郵政民営化後の2007年10月1日以降に預けた貯金が睡眠貯金になっても、金融機関と同じく払い戻しができます。2007年以降に権利が消えた郵便貯金は975億円に達し、10年以上放置されている睡眠貯金は約4500億円といわれています。

「休眠預金」「睡眠貯金」を避けるには取引が必要ですから、使わない通帳は整理しておくことが大切です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■ 時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■ マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■ 退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00